

2017年3月1日

Japan tax alert

EY税理士法人

平成29年3月期決算に おける税務上のポイント 成長志向の法人税改革に注目

EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

エグゼクティブサマリー

3月に入り、3月末を決算期末とする企業の決算準備が近づいています。デフレ脱却と経済再生を目指した経済政策の下、昨年度に続く法人税率の更なる引き下げにより、法人税改革2年目で法人実効税率20%台を実現させる一方で、課税ベースの拡大を行い、法人課税をより広く負担を分かち合う構造への改革が行われています。「稼ぐ力」のある企業の税負担を軽減することによって、企業に対して収益力拡大に向けた前向きな投資を後押しすると共に、継続的・積極的な賃上げが可能な企業体質への転換を促す内容となっています。

この他、円滑・適正な納税のための環境整備としての組織再編税制の見直し等も行われています。

本アラートでは、平成29年3月期決算で税務上重要となる5つのポイント(①法人税率の引き下げ、②法人事業税率と外形標準課税、③欠損金の繰越控除、④減価償却、⑤役員給与)について解説します。

1. 法人税率の引き下げ

平成28年4月1日以後に開始する事業年度においては、法人税率が23.9%から23.4%に下がります。

		平成27年度	平成28年度
中小法人以外の普通法人		23.9%	23.4%
中小法人	所得の金額のうち年800万円以下の部分(※)	15.0%	15.0%
	所得の金額のうち年800万円を超える部分	23.9%	23.4%

※中小法人の軽減税率の特例適用後

2. 法人事業税率の変更と外形標準課税の拡大

平成28年4月1日以後に開始する事業年度における、資本金1億円超の普通法人の法人事業税・地方法人特別税の標準税率は、表の「平成28年度」とおりです。

		平成27年度	平成28年度
付加価値割		0.72%	1.2%
資本割		0.3%	0.5%
所得割	年400万円以下の所得	3.1%(1.6%)	1.9%(0.3%)
	年400万円超800万円以下の所得	4.6%(2.3%)	2.7%(0.5%)
	年800万円超の所得	6.0%(3.1%)	3.6%(0.7%)
地方法人特別税		93.5%	414.2%

(注1)カッコ内の率は、地方法人特別税率に関する暫定措置法適用後の税率であり、当該税率の制限税率は、標準税率の2倍(現行は1.2倍)に引き上げられます。

(注2)3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はありません。

また、外形標準課税の拡大に対応して、平成27年度税制改正で創設された負担変動に対する軽減措置が拡充されます。欠損法人や、事業規模に比べて所得が小さい法人など、外形標準課税の拡大により負担増となる法人のうち、事業規模(付加価値額)が一定以下の法人については、負担増を軽減する措置が3年間(平成30年3月期まで)適用されます。付加価値額が30億円以下の法人の場合には、適用年度の課税標準(所得割、資本割、付加価値割各々の課税標準)に、平成27年度の税率と適用年度の税率を乗じ、後者の負担が重くなる場合、負担増加額

の一定割合(平成28年度3/4、平成29年度1/2、平成30年度1/4)を適用年度の事業税額から控除します。付加価値額が30億円超40億円未満の法人の場合にも、上記の一定割合を上限とする控除が認められます(付加価値額が40億円に近付けばこの一定割合はなだらかに逡減します)。

3. 欠損金の繰越控除制度の見直し

平成27年度税制改正で決定された欠損金繰越控除の見直しについて、企業経営への影響を平準化するため、控除限度割合の減少ペースが、次の表のとおり変更されています。

平成27年度改正		平成28年度改正(現行)	
事業年度開始日	控除限度割合	事業年度開始日	控除限度割合
平成27年4月1日から平成29年3月31日	100分の65	平成27年4月1日から平成28年3月31日	100分の65
		平成28年4月1日から平成29年3月31日	100分の60
平成29年4月1日以降	100分の50	平成29年4月1日から平成30年3月31日	100分の55
		平成30年4月1日以降	100分の50

なお、繰越欠損金の繰越期間を10年に延長する措置は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生じる欠損金額について適用されます。

4. 減価償却制度の見直し

平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法が廃止され定額法に一本化されました。建物附属設備や構築物の償却方法として定率法を採用している場合は、その取得日によって定率法か定額法かを区分することになりますので留意が必要です。

5. 役員給与に関する税制の整備

損金の額に算入される役員給与について、以下の改正が行われています。

損金算入される役員給与	主な要件(改正前)	改正後
定期同額給与	その支給が1ヶ月以下の一定の期間ごとである給与で、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの	改正なし
事前確定届出給与	所定の時期に確定額を支給する給与で、納税地の所轄税務署長に届出をしているもの	役員から受ける将来の役務の提供の対価として交付する一定の譲渡制限付株式による給与について、事前確定の届出が不要とされた
利益連動給与	業務執行役員に支給する利益連動給与で一定のもの	算定指標の範囲にROE(自己資本利益率)その他の利益に関する一定の指標が含まれることが明確化された

役員報酬については、コーポレートガバナンスの実践を後押しするために、経営陣の中長期的なインセンティブとして導入が見込まれる、譲渡制限付株式(いわゆるリストラクテッド・ストック)を事前確定届出給与に位置付け、税制面の整備が行われました。また、利益連動給与の「利益に関する指標」については、「利益」だけではなく「利益に一定の調整を加えたもの」も含まれるという考え方から、ROE(自己資本利益率)やROA(総資産利益率)等の指標が明確化されました。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人
ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20170301

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp